

# 三重県公報

令和3年5月21日 (金)

第 210 号

毎週火・金曜日発行

			目	ž	欠				
(番号)		(題	名)				(担当)		(頁)
	告	示							
335	大規模小売	だ店舗立地法の	規定による大規	見模小売店舗の	の変更の届出		企業・サ <sup>、</sup>	ービ	2
336	同件					(	同	)	3
337	同件					(	同	)	4
338	同件					(	同	)	5
339	同件					(	同	)	6
340	県土整備部	7関係補助金等	交付要綱の一部	『を改正する行	告示	(県土	整備総務	客課)	6
341	河川法の規	見定により工作	物を保管した旨	Î		( }म्	」 川 護	果 )	7
	公	告							
	土地改良区	[役員の退任及	び就任の届出			(農	地 調 整	課 )	7
	土地改良事	4業の工事の完	了			(	同	)	8
	公共測量を	実施する旨の	通知			(公	共 用 地	課 )	8
	同件					(	同	)	9
	開発行為に	関する工事の	完了			(建	築 開 発	課 )	9
	特定調	達 公 告							
	随意契約の	相手方を決定	した旨			(警	察本	部 )	9

告 示

#### 三重県告示第 335 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年5月21日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ四日市富田

四日市市西富田町字大宮田 249 ほか2筆

- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪市中央区農人橋二丁目 1番 36 号	森田 俊作
(変更後)		

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号	北 哲弥

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ヤマナカ	愛知県名古屋市東区葵三丁目 15番 31号	中野 義久
株式会社あかのれん	愛知県名古屋市南区内田橋一丁目 3 番 19 号	伊藤 享司
株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17番6号	塚本 厚志
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	河合 映治
有限会社掬川	四日市市西富田町字大宮田 249-12	川村 正道

### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ヤマナカ	愛知県名古屋市東区葵三丁目 15番 31号	中野 義久
株式会社あかのれん	愛知県名古屋市南区明治一丁目 4番 21 号	伊藤 享司
株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17番6号	塚本 厚志
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	河合 映治
有限会社掬川	四日市市西富田町字大宮田 249-12	川村 正道

- 3 変更年月日
  - 2(1) 令和3年4月1日
  - 2(2) 平成28年4月1日
- 4 変更理由
  - 2(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者が変更となったため
  - 2(2) 小売業者の住所変更のため

- 5 届出の日
  - 令和3年4月27日
- 6 届出等の縦覧場所
  - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年5月21日から同年9月21日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 336 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年5月21日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ鈴鹿Aゾーン

鈴鹿市住吉町字谷口 8922 ほか 10 筆

- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	
大和リース株式会社	大阪市中央区農人橋二丁目 1番 36号	森田 俊作	

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号	北 哲弥

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ケ瀬町 1295番1	神尾 啓治
株式会社ココカラファイン	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17番6号	塚本 厚志
株式会社あかのれん	愛知県名古屋市南区明治一丁目 4番 21 号	伊藤 享司
株式会社靴のホッタ	愛知県清須市花水木一丁目9番8号	堀田 弘
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4番 14号	矢野 靖二

## (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ケ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
株式会社ココカラファイン	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17番6号	塚本 厚志
株式会社あかのれん	愛知県名古屋市南区明治一丁目 4番 21号	伊藤 享司
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4番 14号	矢野 靖二

- 3 変更年月日
  - 2(1) 令和3年4月1日
  - 2(2) 令和元年11月1日

- 4 変更理由
  - 2(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者が変更となったため
  - 2(2) 小売業者の退店のため
- 5 届出の日

令和3年4月27日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年5月21日から同年9月21日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 337 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年5月21日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ鈴鹿Bゾーン

鈴鹿市住吉町字谷口 8946 ほか9筆

- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪市中央区農人橋二丁目 1番 36 号	森田 俊作

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪市中央区農人橋二丁目 1番 36 号	北 哲弥

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	茨城県つくば市西大橋 599 番地 1	高田 修
株式会社TSUTAYA	東京都渋谷区南平台 16番 17号	中西 一雄

# (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	茨城県つくば市西大橋 599 番地 1	内藤 雅義
株式会社カルチュア・コンビニエン ス・クラブ	東京都渋谷区南平台 16 番 17 号	増田 宗昭

- 3 変更年月日
  - 2(1) 令和3年4月1日
  - 2(2) 平成30年5月24日
- 4 変更理由
  - 2(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者が変更となったため

- 2(2) 小売業者の住所、氏名及び代表者が変更となったため
- 5 届出の日

令和3年4月27日

- 6 届出等の縦覧場所
  - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年5月21日から同年9月21日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 338 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ き事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日 から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年5月21日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (仮称) ドラッグコスモス西明寺店

伊賀市西明寺 3248 番ほか

- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	
大和リース株式会社	大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	森田 俊作	

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	
大和リース株式会社	大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	北 哲弥	

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号	宇野 正晃	
(-t+			

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号	横山 英昭	

- 3 変更年月日
  - 2(1) 令和3年4月1日
  - 2(2) 平成30年6月1日
- 4 変更理由
  - 2(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者が変更となったため
  - 2(2) 小売業者の代表者変更のため
- 5 届出の日

令和3年4月27日

- 6 届出等の縦覧場所
  - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年5月21日から同年9月21日まで 開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 339 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年5月21日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス東員店

員弁郡東員町大字鳥取字華表 421-1 ほか

- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	
大和リース株式会社	大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号	森田 俊作	
(変更後)			
氏名又は名称	住所	代表者の氏名	

大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号	宇野 正晃

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号	横山 英昭	

- 3 変更年月日
  - 2(1) 令和3年4月1日

大和リース株式会社

- 2(2) 平成30年6月1日
- 4 変更理由
  - 2(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者が変更となったため
  - 2(2) 小売業者の代表者変更のため
- 5 届出の日

令和3年4月27日

- 6 届出等の縦覧場所
  - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年5月21日から同年9月21日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

#### 三重県告示第 340 号

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和3年5月21日

三重県知事 鈴 木 英 敬

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

県土整備部関係補助金等交付要綱(平成14年三重県告示第616号)の一部を次のように改正する。

別表中第 10 号の項を削り、第 11 号の項を第 10 号の項とし、第 12 号の項を第 11 号の項とし、第 13 号の項を 第 12 号の項とする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

#### 三重県告示第341号

河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 75 条第 4 項の規定により工作物を保管しましたので、同条第 5 項の規定により公示します。

なお、保管工作物一覧簿は、三重県松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和3年5月21日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

フェンス 2基、橋 1基

工作物の種類	設置場所	
フェンス(1)	三重県松阪市垣鼻町字八尻 1130 番 3 地先 (左岸)	
) I V M	三重県松阪市垣鼻町字上後田 1125 番 7 地先 (右岸)	
坛	三重県松阪市田原町字八尻 96 番 3 地先 (左岸)	
橋	三重県松阪市田原町字八尻 105 番 23 地先 (右岸)	
7	三重県松阪市田原町字中世古 133 番 6 地先 (左岸)	
フェンス②	三重県松阪市田原町字中世古 133 番 5 地先 (右岸)	

2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

上記1に掲げる二級河川名古須川河川区域内(松阪市田原町及び垣鼻町地内)

令和3年4月22日 午後4時

3 工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

令和3年4月22日 午後4時30分

三重県松阪市松ヶ島町字薬師前720番2(百々川排水機場)

4 保管した工作物の返還手続

工作物の所有者であることを証する書面を三重県松阪建設事務所に提出し、受領書と引換えに返還を受けてください。

なお、公示の日から起算して 6 月を経過してもなお返還の手続きがなされないときは、当該工作物の所有権は三重県に帰属します。

5 担当部局

〒515-0011 三重県松阪市高町 138

三重県松阪建設事務所 総務·管理·建築室管理課

電話番号 0598-50-0586

公 告

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和3年5月21日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

宮川右岸御薗土地改良区(伊勢市御薗町長屋 1221 番地)

#### 退任理事

退任理	事					
伊勢市	御薗田	打高向 2419 番地	辻	村	次	夫
"	IJ	長屋 1131 番地 2	中	西	好-	一郎
"	IJ	王中島 572 番地	世古	īП	幸	雄
"	"	高向 3501 番地 2	大	西	正	明
"	IJ	〃 2621 番地	森	北	利	幸
"	IJ	長屋 1382 番地	前	村	孝	幸
"	"	<b>〃</b> 868 番地	西	村	貞	夫
伊勢市	御薗田	打小林 372 番地	髙	橋	正	俊
"	"	〃 318 番地	藤	田	長	_
"	"	王中島 563 番地	世古	<u>1</u> □	文	和
"	"	<b>" 588 番地</b>	Щ		П	清
"	"	新開 368 番地	西	田		均
退任監	事					
伊勢市	御薗田	丁上條 163 番地	奥	田		孝
"	"	長屋 263 番地	中	居		渉
"	"	高向 3412 番地	曽	野	千	広
就任理	事					
伊勢市	御薗田	打高向 3501 番地 2	大	西	正	明
"	"	〃 2621 番地	森	北	利	幸
"	"	〃 2635 番地	西	井	弘	幸
"	"	長屋 1356 番地	角	谷	克	己
"	"	〃 263 番地	中	居		涉
"	"	〃 1238 番地	今井	﨑	正	和
"	"	王中島 572 番地	世古	īП	幸	雄
"	"	新開 368 番地	西	田		均
"	"	上條 507 番地	奥	田	公	男
"	"	〃 176 番地	奥	野	幸	-
"	"	小林 2125 番地 1	Щ	下	錦	-
"	"	〃 362 番地	河	瀬	幸	浩
"	"	<b>ル 298 番地 2</b>	奥	本	英	樹
就任監	事					
伊勢市	御薗田	<b>打長屋 1618 番地</b>	北	Ш	昌	男
"	"	王中島 660 番地	出	П	昌	亮
"	"	新開 358 番地 2	雪	畄		義

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和3年5月21日

三重県知事 鈴 木 英 敬

事	業	名	地 区 名	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業		三ツ谷池地区	令和3年3月22日	

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所長から通知がありました。

令和3年5月21日

三重県知事 鈴 木 英 敬

## 1 作業種類

公共測量(空中写真測量、数値図化及び航空レーザ測量)

2 作業期間

令和3年5月17日から令和4年1月28日まで

3 作業地域

四日市市の一部、桑名市の一部、いなべ市の一部、桑名郡木曽岬町の一部、三重郡朝日町の一部及び同郡 川越町の一部

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和3年5月21日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業期間

令和3年5月10日から同年9月13日まで

3 作業地域

いなべ市北勢町新町

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和3年5月21日

三重県知事 鈴 木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年 5月10日	員弁郡東員町大字鳥取字西之内 580-2	員弁郡東員町大字鳥取 547-1 株式会社水常農舎 代表取締役 水 谷 常 次
令和3年 5月12日	三重郡川越町大字北福崎字掛割 69 ほか3筆	三重郡朝日町向陽台2丁目7-9 清 馨 子
令和3年 5月12日	三重郡川越町大字豊田字古川 2852-1 ほか 1 筆	三重郡川越町大字高松 461 加藤小百合 三重郡川越町大字高松 461 加藤政美

# 特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第12条の規定により公告します。

令和3年5月21日

三重県警察本部長 佐 野 朋 毅

1 物品等の名称及び数量 I Cカード運転免許証作成に係る消耗品の購入(単価契約)

2 担 当 部 局 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課用度係

3 契約の相手方を決定した日 令和3年4月12日

4 契約の相手方神奈川県川崎市川崎区駅前本町12番地1

東芝自動機器システムサービス株式会社第一事業部

第一事業部長 原 弘樹

5 契約金額(単価、税抜き) I Cカード基体新規用カード(緑) 100,000円

I Cカード基体一般用カード (青) 100,000 円

ICカード基体優良用カード(	金) 100,000円
インクリボン (イエロー)	30,000円
インクリボン(マゼンタ)	30,000円
インクリボン(シアン)	30,000円
インクリボン(ブラック)	15,000円
UVCリボン (保護膜)	33,000円
オーバーコートリボン	42,000 円

6 決 定 手 続 随意契約

7 随 意 契 約 の 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)第 11 条第 1 項第 1 号に該当

# 発行 **三 重 県**

三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/